

# YELL・Spirits 2021年4月 エール・スピリッツ



発行：社会保険労務士法人エール  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル  
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
Email：[info@sr-yell.com](mailto:info@sr-yell.com)  
URL：<http://www.sr-yell.com>



## Contents

- 代表より ●未来創造塾年間会員募集 ●職場のコミュニケーション活性化のためにできること
- コミュニケーション不足にはチームビルディング！ ●マイナンバーカードの健康保険証利用について
- 自社手当の整理のポイント ●お知らせ ●「就職祝い金」などの名目で金銭等の支給による職業紹介を禁止
- モバイルオフィス体験に行ってきました ●スタッフコラム

鎌倉です。早くも春を超えて初夏の陽気も感じられ、事務所のモッコウバラがいつもよりずっと早く咲きだして驚いています。季節のスピードを感じながら、この1年を振り返り、コロナによって大きく変化した経営環境とそこで働く人の意識や生活の大きな変化について、改めて考えています。コロナは法律よりもはるかに大きな変革を、組織に突き付けています。コロナの直接的な影響もそうですが、あたり前に会社にきて、決まった時間仕事をする、という概念が変わったとき、組織は改めて問われることになったと感じます。

「なぜこの組織は存在するのか」「どこを目指すのか」「何のためにここに集まっているのか？」・・・会社というものが、今とても問われる中、逆に中小企業にはチャンスかもしれません。経営者に理念と情熱があって、経営者がやろうと思えば、大企業よりはるかに柔軟に、大きく舵を切ることができるはず。だからこそ、どの企業ももう一度、原点に向き合う必要があって、組織のOSをバージョンアップする必要があるのが今なんだと思います。

創業者の想いから生まれた組織、はじめにあった想い、その一歩があって、今につながっている。それをみんなの組織にすることをもう一度問い直して、時代の流れをみて組織のOSを書き換える。大事なことは、この激動の時代に明快な正解はないので、信じる力と、経営陣のリーダーシップと、皆で試行錯誤していくことだと思います。

エールでは今、リーダーたちと変化に対応できるよう、リーダー全員でマネジメントを一から勉強しています。メンバーが、自ら内発的動機とチームワークで常に変化しながら新しいものを生み出す前提として、一番初めに取り組めるのは、本気で話し合える関係性づくりです。コミュニケーションの質を上げないと、本当の意見を戦わせることはできません。一人一人自分・思いを語り、感情を共有し、価値観を互いによく知ることから。そして会社の理念と個人理念を重ね合わせられたら、組織は強く大きく動き出せると思うのです。本気で組織をよくしたいと思う人、こういう会社になりたいという思いがある人が、自分たちが乗り越えなければならない本質的な課題について対話することが必要なんだと思います。

星の王子様の童話にあるように・・・「ほんとうに大切なものは目に見えない」。  
中小企業を支える皆様、みなさんの組織でも対話を重ねてみませんか？

### 2021年度未来創造塾年間会員募集しています！

2021年度未来創造塾は隔月年6回で開催します。

年会費は2万円。詳細は別紙をご参照ください。

5月13日(木)16時～18時 横浜総合事務所会議室

「変革のリーダーシップ」 柏木 誠氏

境界がない時代のスキルとマインドについて考える！



最新情報はエールHPをぜひご覧ください。

弊社代表鎌倉が取材を受けた記事がネットワークインフォメーションに掲載されました。



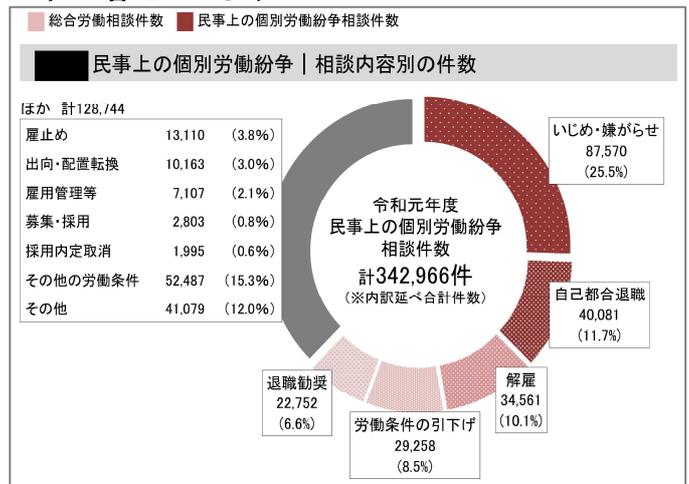
— 先生の事例についてお聞かせください。 —  
 鎌倉先生、事業用の人数は代表を含めて24人、社務所の規模は40～100名ほどの企業を中心に、数名規模からなる企業まで幅広く対応しています。業務は、労務相談、手帳、給与計算、税務設計、就業規則作成などを中心とするほか、労務士と連携した働き方などにも対応しています。また、採用支援、労務管理、労災対応、労務管理やインフォーマル・チームビルディングなどの研修も実施しています。7～7月までは営業していたため、2021年度は、業務の幅が広がっています。顧問の価値サービスが実現

もらいます。大切にしたい。—は、労務管理、労務士と連携した働き方。社労前社

# 職場のコミュニケーション活性化のためにできること

## 職場におけるいじめ・いやがらせの相談件数が年々増えています

2020年7月、厚生労働省が公表した「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」によると都道府県労働局への相談件数が最も多いのは、「職場のいじめ・嫌がらせ」に関する相談で、8年連続で全ての相談の中でトップという実態があります。「解雇」や「労働条件の引き下げ」に関する相談件数をおさえているという驚きの実態があります。



(出典：厚生労働省「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」)

## 在宅勤務が増えて社内でのコミュニケーションが不足がちになっている

コミュニケーションが不足した職場では、必要な報告・相談・

ができなくなり、社員同士や上司部下の間ですれ違いが生じやすくなり、小さなボタンの掛け違いが大きな問題に発展したりと、コミュニケーションが充実している状態に比べてトラブルが発生しやすくなります。

環境の変化もあり、敢えて会社がコミュニケーション活性化の場を提供することも必要になってきているのではないのでしょうか。

## コミュニケーション活性化に向けて、社内のできる取り組みは？

「何か取り組んでみたいけれども、実際何をしたらいいかわからない」、「ハードルが高そう」。そういった悩みをお持ちの企業様に、社内のできる取り組みとエールでご提供できる取り組みをご紹介します。

### 「気楽にまじめな話をする」 オフサイトミーティングとは

日頃会議を行うオフィスや会議室から離れて場所を変えて会議を行うことです。

今回エールで推奨させていただくオフサイトミーティングは㈱スコラ・コンサルが提唱する「気楽にまじめな話」をする場をコンセプトとしたものです。「本当は話したほうがいい重要なこと」をちゃんと話し合うことを目的として「何を言っても否定されない。受け止めてもらえる場」や「自分が大切だと思うことを口にできる場」を作ること、さらには関係性を作ることから始まります。「本当は話したほうがいい重要なこと」を話すための第一歩として取り入れやすいピックスを2例ご紹介致します。

#### 「ジブンガタリ」

ちょっと深い自己紹介です。お互いのことを知るために、自分のことを語り、聴き合う対話です。

(例)

- ・生まれ育ったところ
- ・子ども・学生時代に熱中したこと
- ・今の会社に入社したきっかけやその時の思い など

ジブンガタリで  
相互理解を  
深めた上で



#### 「モヤモヤガタリ」

日々の仕事の中で感じている違和感、困りごと、不安などを共有していきます。

(例)

- ・会社や部署で問題だと感じていること
- ・困っていること、悩んでいること
- ・この場に参加した動機・問題意識 など

聴き手は「人の話をよく聴く」、「わからないこと」「気になったこと」は素直に聞く、語り手は「立場や肩書を外して自分の言葉で語る」などのルールを設け気持ちよく「自分の意見を言ってもいいんだ」「受け取られた」という安心感を作ることがコミュニケーションの行き違いによるトラブルを防止するきっかけ作りとなります。

上記のようなコミュニケーションに加えて組織としてどのような取り組みをすれば良いか、と悩まれる企業様へ、弊社で対応できることや実際に行った企業様の例をご紹介します。

文責：高橋・天方

# コミュニケーション不足にはチームビルディング！！

職場には様々な年代の方、生まれも育ちも違う方などバラバラの環境で成長してきた人達が集まっています。物事に対する考え方の違い、多様性がある中、部下、上司とのコミュニケーションが難しい、そもそも何を考えているのかすらわからない！という方も少なくないのでしょうか。

さらに、コロナウィルスの流行により、出社できず、在宅で仕事をしており、部下、上司、同僚ともチャットや電話で業務の連絡のみとなり、必要最低限のコミュニケーションしか取れていないという方もいらっしゃるでしょう。

そのような企業様にチームビルディングがおすすめします。

チームビルディングって何？？という方もいらっしゃるかもしれません。



## チームビルディングとは

協力して、目標に取り組むチーム作りをすることです。

例えば、仮想体験ゲームというものを通じて、仲間とコミュニケーションを取りながら課題を解決するという組織活性化の手法があります。

その効果としては、次の3つが期待できます。

- ① コミュニケーション不足の解消
- ② 先入観や判断基準の凝り固まりの解消
- ③ 自分やメンバーや会社のビジョンの明確化

今回、ご紹介させていただく事例は、コミュニケーション不足の解消という目的で訪問したのになります。

## 導入事例のご紹介

令和3年2月27日に実際に保育園の先生方に向けて、

チームビルディングの仮想体験ゲームを行いました。

最初は何を話せばいいのかわからない、ルールが理解ができないなどで膠着状態が続いていましたが、お互いが意見を言い合い1つの課題を解決するために力をあわせて取り組んでくださっていました。

最終的には、どのチームも、お互いがそれぞれの考え方を尊重し、納得のいく答えを生み出していました。

また、最後のアンケートでは、「お互いの意見をきちんと聞くことが大事」であったり、「相互理解を深める」であったりコミュニケーションのことに関する意見を挙げて下さいました。



チームビルディングにご興味がありましたら、是非鶴木(うのき)までお問い合わせください。

文責: 鶴木

# マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年3月より、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みが始まる予定でしたが、試行段階でのトラブルにより、厚生労働省は健康保険証利用の開始を10月ごろまで延期すると公表しました。

マイナンバーカードが令和3年3月から健康保険証として利用できるようなることを踏まえて、まだカードをお持ちでない方に対して、カードの申請に必要なマイナンバーカード交付申請書(QRコード付き)が順次送付されています。

健康保険証利用は延期されてしまいましたが、あらためて、マイナンバーカードの活用とメリットについて知っておきましょう。

## マイナンバーカード1枚でできること



### 個人番号を証明する書類として

…マイナンバー(個人番号)の提示が必要な様々な場面で、マイナンバー(個人番号)を証明する書類として利用できます。

通知カード、個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類や本人確認書類としての利用はできません。 ※通知カードは令和2年5月25日に廃止、以降は個人番号通知書となりました。

### 各種行政手続きのオンライン申請

…マイナポータルへログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。

### 本人確認の際の公的な身分証明書

…マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で活用できます。

### 各種民間のオンライン取引に

…オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになります。

### 様々なサービスを搭載した多目的カード

…市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードがマイナンバーカードと一体化できます。 ※市区町村によりサービスの内容は異なります。

### コンビニなどで各種証明書を取得

…コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

## マイナンバーカードの申請方法

**\* マイナンバーカードの申請には、マイナンバーカード交付申請書(QRコード付き)が必要です。**

**(令和2年12月～令和3年3月にかけて順次送付されています。ただし75歳以上の方、令和2年1月1日以降に出生または国外から転入された方は今回の郵送はありません。)**

マイナンバーカードは、以下の4つの方法で申請できます。



### ① スマートフォンによる申請

スマホで顔写真を撮影⇒スマホで交付申請書のQRコードを読み取り⇒申請用WEBサイトでメールアドレスを登録⇒顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

### ② パソコンによる申請

デジタルカメラで顔写真を撮影⇒申請用WEBサイトでメールアドレスを登録⇒顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

### ③まちなかの証明写真機からの申請 ※交付申請書を持参

タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択⇒撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす⇒画面の案内に従って必要事項を入力⇒画面の案内に従って写真を撮影して送信し、申請完了。 ※証明写真機は、申請できるものとできないものがあります。

### ④郵送による申請

マイナンバーカードの交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り、送付用封筒に入れて郵送し申請完了。

#### マイナンバーカードの受取方法



- ① 申請から約1カ月後に、市区町村から「交付通知書」が届きます。
- ② 交付通知書に記載の必要書類を持参して、市区長村の窓口でマイナンバーカードを受け取りに行きます。

#### 健康保険証としてマイナンバーが利用できる場合のメリット

**その1** 顔認証付カードリーダーでの本人確認により本人確認と保険資格の確認がスムーズに  
顔認証付きカードリーダーとは、オンライン資格確認を行う際に必要となる機器のことで、マイナンバーカードの顔写真データをICチップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。

**その2** 窓口での限度額以上の一時支払いが不要に  
顔認証付きカードリーダーにより限度額適用認定証等の情報提供に係る同意を行うと、医療機関・薬局にて限度額適用認定証等情報をシステムから閲覧可能となります。  
※限度額適用認定情報とは、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関する情報。

**その3** 過去のデータに基づく診療・薬の処方箋が受けられる  
顔認証付きカードリーダーにより薬剤情報・特定健診情報閲覧に係る同意を行うと、過去の薬剤情報や特定健診等のデータが自動で連携されるため、口頭で説明する必要がなくなります。

#### <その他のメリット>

- 転職・結婚等のライフイベント時に健康保険証の発行を待たなくて良い
- 特定健診や薬の情報をマイナポータルで一括管理
- マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に



#### マイナンバーカード 今後の活用の可能性

デジタル庁が設立され、デジタル化がさらに加速的に進む中、マイナンバーカードをデジタル社会で利用するために、マイナンバーカードの「スマホ搭載」、「運転免許証一体化」など、活用の幅が更に広がる予定です。

マイナンバーカードは、申請してから交付までに約1ヵ月かかりますので、この機会に準備をしておいた方が良いでしょう。

文責: 増田

# 自社手当の整理のポイント～同一労働同一賃金実務対策のための一歩～

パートタイム・有期雇用労働法が改正され、2021年4月1日から中小企業においても適用されるようになりました。改正により、非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者）について不合理な待遇差の禁止や待遇に関する説明義務の強化等が求められています。取組の一歩として、まずは社内の手当について確認・整理してみましよう。

## 整理の手順・ポイント

### ① 支給要件・効果・制度の成り立ちから手当の趣旨を確認

給与規程などで支給目的をどう定めているかという点のみならず、その目的と支給内容や基準が合致するかという点も併せて確認することが大切です。例えば、以下のような決め方が見受けられます。

- 基本給 年齢・勤続年数を基準に支給
- 通勤手当 通勤に必要な費用を補填するために支給
- 精勤手当 無欠勤もしくは欠勤が少ない場合に支給
- 住宅手当 賃貸住宅の家賃や住宅ローンの一部を補助するために支給
- 役職手当 立場や役割・それに準じた責任の重さに応じて支給
- 家族手当 配偶者や子どもといった家族がいる人へ支給
- 賞与 業績が良いとき、社員の貢献度に応じて支給



### ② 正社員と非正規雇用労働者に支給の実態上差異がある場合、説明ができるかを検討

業務の内容・責任・昇進・昇格・配置転換の有無・勤務時間数の相違等から客観的・具体的な実態に沿った説明ができるか十分に社内で検討いただきます。

⇒具体的な説明ができない・あるいは説明内容に説得力がない場合は不合理であると判断される場合があり、制度変更を検討する必要性が高くなります。

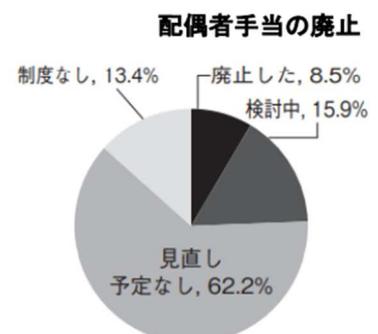
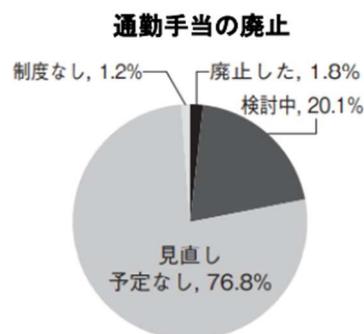
※これまでの判決で不合理とされた手当（名称ではなく、支給の目的により合理性が判断されています）

通勤手当・無事故手当・給食手当・作業手当・皆勤手当・精勤手当・年末年始勤務手当・祝日給・扶養手当

## 参考

### 見直しが進められる通勤手当・配偶者手当

リモートワーク等多様な働き方が推奨されたり、共働き世帯の増加により通勤手当や配偶者手当を見直す企業が増えています。制度なし・廃止した・検討中の合計で見ると通勤手当は23.1%、配偶者手当は37.8%に及んでいます。しかし手当の廃止は不利益変更に該当しますので、労使で十分に議論したうえで移行措置や代償措置の実施なども検討するようにしましょう。



出典：産労総合研究所「第8回人事制度等に関する総合調査」

自社手当を整理することは、限られた枠の中でどう分配するかを確認するとともに、労働条件の相違を解消するための機会にもなり得ます。それは優秀な人材を確保し、働きがいのある職場を作り、労働者の満足・生産性向上を図ることに繋がりますので、いまいちど現状分析に取り組んでみてはいかがでしょうか。

お知らせ



## 事務手続きの際に注意ご注意ください！

社会保険手続きにおける賞与支払届総括表や算定基礎届総括表が廃止され、賞与不支給報告書が新たに設けられます。

### 令和3年4月から賞与や算定基礎に係る総括表が廃止

厚生年金保険の適用事務に係る事業主等の事務手続きの利便性向上を図る目的（電子申請の利用、添付書類の省略）から賞与支払届・算定基礎届の提出に際に添付していた総括表が廃止されます。

#### <廃止となる総括表>

- ★健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- ★船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- ★健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表



### 令和3年4月から賞与不支給報告書を新設

日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書の提出することになります。

- ★健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書
- ★船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書

◆4月以降は、賞与を支給した場合は「賞与支払届」、不支給の場合は「不支給報告書」を提出することになります。  
 ※新設する不支給報告書の様式は、令和3年3月下旬に日本年金機構のHPに掲載予定となっておりますが、3月末日現在でまだ公開されていなく、予定より遅れています。

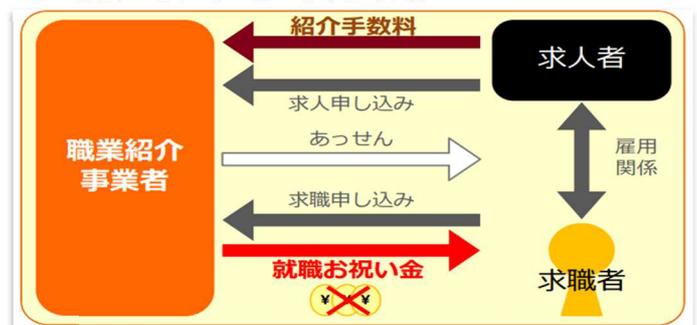
## 「就職祝い金」などの名目で金銭等の支給による職業紹介を禁止

### 令和3年4月1日から職業安定法に基づく指針が一部改正

これまで、職業紹介により求職者が自社が紹介する求人者に就職したときに「祝い金〇万円」などの名目で金銭等の提供が行われてきました。しかし、職業紹介事業者が、自ら紹介した就職者に対し転職したら祝い金を提供するなど転職を勧奨し、求人企業から繰り返し手数料収入を得ようとする事例があり、このような行為が労働市場における需給調整機能を歪め、労働者の雇用の安定を阻害する行為となることから禁止されることになりました。

#### <職業紹介事業者が遵守すべき事項>

- ☆自らの紹介により就職したもの（無期雇用契約に限る）に対し、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはいけません。
- ☆紹介手数料に関して、返戻制度を設けることが望ましい。
- ☆求職者と求人者の双方に対し、求職者から徴収する手数料及び求職者から徴収する手数料の両方を明示する。



この改正により、職業紹介事業者そのものの質が向上することを期待したいですね。また、職業紹介事業者だけでなく、利用して紹介手数料を支払うする企業側も関わってきますので、押さえておきましょう。

文責：小林

## モバイルオフィス体験に行ってきました！

「新しい生活様式」として在宅勤務を導入して間もなく1年。場所を変えて働くことに環境的な不便さやコミュニケーション不足は課題として挙げられるものの、オフィスの中では感じるこたない景色、気づき(メリット・デメリットともに)があると感じ、テレワーク・在宅勤務にも「働く」を「楽しく」の可能性が大いにあると感じています。

さらなる可能性を探るため、今日はキャンピングカーを「動くオフィス」として活用するモバイル・オフィスを体験してまいりました！今回利用させていただいたのは4名が宿泊できるタイプのキャンピングカー！（上写真:奥の白いバン）ホテルを意識されたカスタマイズということもあり、空調、座り心地はとても居心地が良くキャンピングカーのイメージが変わるものでした！

働く空間としては、Wi-Fi 環境はもちろん、外部との遮音もしっかりとされており、電話も Web 会議でも快適です！自宅よりも集中できる環境でした◎

自宅でもなくオフィスでもなく新たなワークプレイスの選択肢として「モバイル・オフィス」「キャンピングカーレンタル」をご検討されてはいかがでしょうか？

■Garstay 株式会社 <https://mobileoffice.carstay.jp/>



## スタッフコラム



今月のコラムは“仕事も食欲もノンストップ！チャキチャキなエール人”吉野が担当します！

吉野です。

私は「10年日記」という見開き1ページに10年間の同じ日を記録できる日記帳で日記をつけています。

見返すとすっかり忘れていた些細なことが書かれていたりするので面白いです。

1年前の今頃はというと、新型コロナウイルスの感染者が増加し、学校などが休校になっていました。

ある日の日記では、ネットで30枚入りのマスクを5千円で購入したり、トイレトペーパーやティッシュが買えずお店をはしごしたり(今では考えられませんが...)、当選したオリンピックのチケットを払い戻すか、ぎりぎりまで悩んだり...。エールでも在宅勤務を導入したりと、生活が一変した1年でした。

それでも毎年春になれば桜が咲き、4月には新生活を迎える方も多いですよね。

今年は春の選抜高校野球も開催されました。来年の今頃はコロナが落ち着き、元の生活に戻っていることを願いつつ、毎日を過ごしたいと思います。

## 編集後記

新年度を迎え、新入社員を迎え入れる企業も多くあると思います。デジタル化による業務効率化とリアルなコミュニケーションの活性化の両方の動きを入れて人材の育成・活用につなげていくことで、社員満足度が上がり、定着に結びつけていくことが企業に求められていますね。(鈴木)